型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－53	コマツ　PC245	SAA4D95L E－6－A	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号
NV2－54	コマツ　0D121	〃	〃	〃
NV2－55	コマツ　0D122	SAA4D95L E－6－B	〃	〃

経済産業省
○国土交通省告示第十九号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年一月九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－56	コベルコ　JG35	E13C－VV	コベルコクレーン株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号

経済産業省
○国土交通省告示第二十号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年一月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1099	HATSUTA　G　V1505－EDM	初田拡撒機株式会社	大阪府大阪市西淀川区千舟1丁目5番58号	

経済産業省
○国土交通省告示第二十一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年二月十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－32	メッツォ・ミネラルズ　ST3.8－T4	宇部テクノエンジ株式会社	山口県宇部市大字小串字沖の山1980番地

○国土交通省告示第二百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業規程の準則（平成二十年国土交通省告示第四百十三号）の一部を改正したので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第二百八十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JNJ	141796	沖鳥丸	平成25. 2. 26
JD3423	141777	たかたき	25. 2. 8
JD3427	141782	日田丸	25. 2. 14
JD3431	141792	みやこどり	25. 2. 8
JD3435	141799	りゅうせい	25. 2. 6
JD3439	141805	第三十八浜平丸	25. 2. 18
JD3443	141810	たんぱ丸	25. 2. 1
JD3461	141833	ロワイヤルII	25. 2. 19
JD3463	141837	第十二大日丸	25. 2. 15
JD3465	141839	第二三恭丸	25. 2. 12
JD3466	141843	きょらぜん	25. 2. 22
JD3470	141847	栄興丸	25. 2. 18
JD3472	141849	旭洋丸	25. 2. 1
JD3473	141850	わんだーなると	25. 2. 14
JD3481	141867	鶴盛丸	25. 2. 18
JD3485	141872	第七長運丸	25. 2. 21
JD3490	141882	新市川丸	25. 2. 21

○国土交通省告示第二百八十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7JIX	141392	CAPE　AWOBA	平成25. 2. 28
JDJO	124396	第十一正福丸	25. 2. 5
JPAZ	133388	矢作丸	25. 2. 4
JD2775	140810	はまぎく	25. 2. 8
JE2953	130690	第三寿和丸	25. 2. 14
JG4109	121901	かいしん丸	25. 2. 22
JG4638	129808	瑞興丸	25. 2. 12
JG4687	129749	日清	25. 2. 6
JG4804	131124	第一たかお丸	25. 2. 28
JG4926	131955	とりひかり	25. 2. 22
JG5259	134007	遠州丸	25. 2. 12
JI3560	134159	市川丸	25. 2. 20
JJ3370	125310	新神崎丸	25. 2. 14
JK4868	130969	第十八光洋丸	25. 2. 26
JK4928	131044	雄成丸	25. 2. 7
JK5037	133658	幸盛丸	25. 2. 15
JK5172	132540	新日丸	25. 2. 7
JL6194	133971	第二三恭丸	25. 2. 12
JL6303	133939	第二十五住宝丸	25. 2. 27
JL6316	132991	第二幸成丸	25. 2. 18
JL6454	135165	2シンセイ	25. 2. 4
JM4700	123333	第二十三きさ丸	25. 2. 5
JM4965	124712	第十五正福丸	25. 2. 6
JM5926	131355	福栄丸	25. 2. 15
JM5979	130481	喜扇丸	25. 2. 14

○国土交通省告示第二百八十九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A02111618	平成14. 10. 23	132244	第五十一八重丸

○国土交通省告示第二百九十号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第一項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

表養成所名の項中「大阪市交通局職員部教習センター」を「大阪市交通局鉄道事業本部運輸部教習センター」に改める。